

【機密性2】

◎ 函館地方裁判所令和5年規程第3号

一部改正 ◎函館地方裁判所令和6年規程第1号

一部改正 ◎函館地方裁判所令和6年規程第2号

令和6年度における裁判官の配置及び裁判事務の分配等を次のように定める。

令和5年12月15日

函館地方裁判所

令和6年度における裁判官の配置及び裁判事務の分配等に関する規程

第1 函館地方裁判所

1 裁判官の配置

特別部

裁判長	判 事	角 井 俊 文
	判 事	五十嵐 浩 介
	判 事	延 廣 丈 嗣
	判事補	津 田 葉 月
	判事補	榎 本 太 郎
	判事補	佐 藤 秀 行
	判事補	廣 岡 将 希

民事部

裁判長	判 事	五十嵐 浩 介
	判事補	榎 本 太 郎
	判事補	佐 藤 秀 行
	判事補	廣 岡 将 希

刑事部

裁判長	判 事	延 廣 丈 嗣
	判事補	津 田 葉 月

【機密性 2】

判事補 榎 本 太 郎
判事補 廣 岡 将 希

2 裁判事務の分配

(1) 特別部 (合議、単独)

裁判長	判 事	角 井 俊 文
	判 事	五十嵐 浩 介
	判 事	延 廣 丈 翳
	判事補	津 田 葉 月
	判事補	榎 本 太 郎
	判事補	佐 藤 秀 行
	判事補	廣 岡 将 希

ア 差戻事件

イ 地方裁判所裁判官、簡易裁判所裁判官、精神保健審判員及び裁判所書記官に対する除斥及び忌避事件

ウ 民事及び刑事の各合議体において特別部の合議体で処理することを相当と認めた事件

エ 刑事準抗告事件

オ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第41条第1項の審理及び裁判

カ 医療観察法の規定による裁判官の処分に対する不服申立事件及び裁判所の処分に対する異議申立事件

キ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条第1項、同法第3条の2第1項、同法第41条第3項及び同法第43条第3項に規定する各決定

ク 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第35条第3項、同法第42条第2項及び同法第94条第2項に規定する異議申立事件

ケ その他民事部及び刑事部担当以外の合議事件

【機密性 2】

(2) 民事部

ア 合議係

裁判長 判 事 五十嵐 浩 介

判事補 榎 本 太 郎

判事補 佐 藤 秀 行

判事補 廣 岡 将 希

(ア) 法定合議事件及び裁定合議事件

(イ) 行政事件（執行停止事件を含む。）

(ウ) 地方自治法第242条の2第1項第4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする保全命令事件

(エ) 人身保護事件

(オ) 再審事件

(カ) 会社更生事件

(キ) 預金保険法上の代替許可事件

(ク) 破綻金融機関に対する法的整理事件（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律による事件及び民事再生事件のうち破綻金融機関の処理に関する事件等）

(ケ) 付審判請求事件

イ 単独1係 判事補 榎 本 太 郎

(ア) 合議事件以外の通常訴訟事件 2分の1

(イ) 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 2分の1

(ウ) 労働審判事件 2分の1

(エ) 商事非訟事件 全 部

【機密性 2】

(オ) 過料事件	全 部
(カ) 民事調停法第 20 条第 1 項により自ら処理する調停事件	
(キ) 合議事件で民事調停法第 20 条第 1 項により自ら処理する調停事件 のうち合議体で判事補榎本太郎が処理すると定めた事件	
(ク) 配偶者暴力等に関する保護命令事件	2 分の 1
(ケ) 破産事件のうち管財人選任相当事件	2 分の 1
(コ) 財産開示事件	2 分の 1
(サ) 第三者からの情報取得事件	2 分の 1
(シ) 保全命令事件のうち民事保全法第 23 条 2 項による事件	2 分の 1
(ス) 保全異議事件 ((シ)により分配された事件の保全命令に対する異議事件 を除く。)	2 分の 1
(セ) 保全取消し事件 (民事保全法第 37 条第 1 項による事件を除く。)	
	全 部
(ソ) 発信者情報開示命令事件	2 分の 1
(タ) 簡易確定事件	2 分の 1
(チ) 特定和解の執行決定事件	2 分の 1
(ツ) 執行雜事件で判事補が処理できない事件	全 部
(テ) 民事雜事件で判事補が処理できない事件	全 部
ウ 単独 2 係 判 事	五十嵐 浩 介
(ア) 合議事件以外の通常訴訟事件	2 分の 1
(イ) 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件	2 分の 1
(ウ) 労働審判事件	2 分の 1
(エ) 民事非訟事件	全 部
(オ) 公示催告事件	全 部
(カ) 農事調停事件及び鉱害調停事件	全 部
(キ) 民事調停法第 3 条による地方裁判所管轄の調停事件	全 部

【機密性 2】

(ク) 民事調停法第 20 条第 1 項により自ら処理する調停事件	
(ケ) 合議事件で民事調停法第 20 条第 1 項により自ら処理する調停事件のうち合議体で判事五十嵐浩介が処理すると定めた事件	
(コ) 民事調停法第 22 条、非訟事件手続法第 10 条、民事訴訟法第 18 条により移送を受けた調停事件	全 部
(サ) 借地非訟事件	全 部
(シ) 配偶者暴力等に関する保護命令事件	2 分の 1
(ス) 破産事件のうち管財人選任相当事件	2 分の 1
(セ) 合議事件以外の民事再生事件	全 部
(ソ) 承認援助事件	全 部
(タ) 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件	全 部
(チ) 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件	3 分の 1
(ツ) 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件	全 部
(テ) 財産開示事件	2 分の 1
(ト) 第三者からの情報取得事件	2 分の 1
(ナ) 保全命令事件のうち民事保全法第 23 条 2 項による事件	2 分の 1
(ニ) 保全異議事件 (ナ)により分配された事件の保全命令に対する異議事件を除く。)	2 分の 1
(ヌ) 発信者情報開示命令事件	2 分の 1
(ズ) 簡易確定事件	2 分の 1
(ゾ) 特定和解の執行決定事件	2 分の 1
(ハ) その他他の係に属さない事件	全 部

エ 単独 3 係 判事補

廣 岡 将 希

(ア) 合議事件で民事調停法第 20 条第 1 項により自ら処理する調停事件の

【機密性 2】

うち合議体で判事補廣岡将希が処理すると定めた事件

- (イ) 破産事件のうち管財人選任相当事件を除く事件 2分の1
- 才 単独4係 判事補 佐 藤 秀 行
- (ア) 破産事件のうち管財人選任相当事件を除く事件 2分の1
- (イ) 小規模個人再生事件 全 部
- (ウ) 給与所得者等再生事件 全 部
- (エ) 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件 3分の2
- (オ) 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件 全 部
- (カ) 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件 全 部
- (キ) 合議事件以外の保全命令事件（民事保全法第23条2項による事件を除く。） 全 部
- (ク) 保全取消し事件のうち民事保全法第37条第1項による事件 全 部
- (ケ) 共助事件 全 部
- (コ) 執行雜事件のうち判事補が処理し得る事件 全 部
- (サ) 民事雜事件のうち判事補が処理し得る事件 全 部
- 力 関連事件の取扱い等
- (ア) 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件の終局判決に対する異議申立てにより通常訴訟に移行した事件は、当該手形判決又は小切手判決をした裁判官が処理する。
- (イ) 関連する事件が異なった係にそれぞれ係属するときは、担当裁判官は協議の上、これを一つの係に移すことができる。ただし、原則として先に受理した事件を担当する係に移すものとする。
- (ウ) 本案に付隨する事件は、本案を担当し、又は担当した裁判官が処理す

【機密性 2】

る。

キ 次に掲げる事件は、原裁判をした部又は係に分配する。

- (ア) 民事控訴提起事件
 - (イ) 民事飛躍上告提起事件
 - (ウ) 民事上告提起事件
 - (エ) 民事抗告提起事件
 - (オ) 民事飛躍上告受理申立て事件
 - (カ) 行政控訴提起事件
 - (キ) 行政飛躍上告提起事件
 - (ク) 行政上告提起事件
 - (ケ) 行政抗告提起事件
 - (コ) 行政飛躍上告受理申立て事件
 - (サ) 簡易確定決定に対する異議申立て提起事件
- (3) 刑事部

ア 合議係

裁判長	判 事	延 廣 丈 嗣
	判事補	津 田 葉 月
	判事補	廣 岡 将 希

- (ア) 公判請求事件のうち法定合議事件及び裁定合議事件
- (イ) 再審請求事件
- (ウ) 起訴強制事件
- (エ) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止
を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下
「麻薬特例法」という。）第23条、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益
の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第62条
第1項及び不正競争防止法第40条の審査請求事件

【機密性 2】

(オ) 麻薬特例法第 23 条及び組織的犯罪処罰法第 65 条第 1 項の取消請求事件

イ 単独 1 係 判 事 延 廣 丈 嗣
合議事件以外の公判請求事件 3 分の 2

ウ 単独 2 係 判事補 津 田 葉 月
合議事件以外の公判請求事件 3 分の 1

エ 単独 3 係 判事補 廣 岡 将 希

(ア) 証人尋問請求事件
(イ) 証拠保全請求事件
(ウ) 共助事件
(エ) 合議事件以外の公訴提起後第 1 回公判期日までの勾留に関する処分
(勤務時間外に取り扱う事件を除く。)

(オ) 麻薬特例法第 5 章、組織的犯罪処罰法第 4 章及び不正競争防止法第 8 章の起訴前、起訴後第 1 回公判期日までの保全請求事件並びにこれらの処分に付随する処分を求める申立事件並びに麻薬特例法第 6 章、組織的犯罪処罰法第 6 章及び不正競争防止法第 9 章の裁判官が行う保全請求事件並びにこれらの処分に付随する処分を求める申立事件

(カ) 勤務時間内に取り扱う麻薬特例法第 23 条、組織的犯罪処罰法第 71 条第 1 項及び犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第 5 条の令状の発付を求める申立事件

(キ) 函館地方裁判所以外の地方裁判所が宣告した刑法第 25 条の 2 により保護観察に付する旨の判決についての更生保護法第 52 条第 6 項に基づく特別遵守事項の設定及び変更に関する求意見の処理

(ク) その他の刑事雑事件

オ 単独 4 係 判事補 榎 本 太 郎

(ア) 合議事件の公訴提起後第 1 回公判期日までの勾留に関する処分 (勤務

【機密性 2】

時間外に取り扱う事件を除く。)

(イ) 檢察審査会法第 41 条の 9 第 1 項の指定弁護士の指定、同条の 9 第 4 項の取消し及び同条の 10 第 2 項の取消しに関する処分

カ 関連する事件（追起訴事件を含む。）は、先に起訴された関連事件を担当する裁判官が処理する。

キ 刑事補償請求事件、費用補償請求事件及び訴訟費用免除申立事件は、当該公判事件を審理した部又は裁判官若しくはその後任者が処理する。

ク 麻薬特例法第 16 条第 3 項、組織的犯罪処罰法第 18 条第 4 項、金融商品取引法第 209 条の 4 第 4 項（同項の規定を準用する他の法律の規定を含む。）及び不正競争防止法第 32 条第 3 項の存続させるべき権利に該当する旨の裁判の請求事件は、基本となる裁判をした部又は裁判官が、麻薬特例法第 5 章、組織的犯罪処罰法第 4 章及び不正競争防止法第 8 章の第 1 回公判期日後の保全請求事件並びにこれらの処分に付隨する処分を求める申立事件並びに麻薬特例法第 6 章、組織的犯罪処罰法第 6 章及び不正競争防止法第 9 章の裁判所が行う保全請求事件は、基本事件を担当する部又は裁判官が担当する。

ケ 更生保護法第 52 条第 6 項に基づく特別遵守事項の設定及び変更に関する求意見に対する意見は、刑法第 25 条の 2 により保護観察に付する旨の判決を宣告した部又は裁判官若しくはその後任者が処理する。

コ 勤務時間外に取り扱う令状請求事件等は、別に定める申合せにより処理する。

サ 江差支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管は、本庁において取り扱う。

シ 傍受の原記録の保管事務は、刑事部総括判事が処理する。

ス 医療観察法関係事件の分配等

(ア) 医療観察法第 33 条第 1 項及び第 59 条第 1 項・第 2 項の処遇申立事

【機密性2】

件

a 単独1係 判事 延 廣 丈 嗣 2分の1

b 単独2係 判事補 津 田 葉 月 2分の1

(イ) 医療観察法第49条第1項・第2項、第50条、第54条第1項・第2項、第55条の処遇申立事件及び同法76条第1項・第2項の競合する処分の調整の申立事件

a 単独1係 判事 延 廣 丈 嗣 2分の1

b 単独2係 判事補 津 田 葉 月 2分の1

(ウ) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則第39条第1項、第50条、第72条、第74条、第78条、第80条、第84条の通知及び同規則第51条第2項、第85条の鑑定入院先の指定を変更する命令は、当該処遇事件の分配を受けた裁判官が行う。

(エ) 医療観察法第24条第2項の共助事件、同法第34条第1項前段及び第60条第1項前段の鑑定入院命令並びに同法第99条第5項の連戻状請求事件

単独3係 判事補 廣 岡 将 希 全 部

(4) (2)及び(3)に掲げる事件のうち、2人以上の裁判官に分配される事件は、その割合に応じ、受付の順序に従い順次分配する。

3 開廷日割

開廷日割は次のとおりとし、事務処理上の支障があるときは、開廷日割を変更し、又は臨時に開廷することができる。

(1) 特別部 火、木、金曜日

(2) 民事部

ア 合議 火、金曜日

イ 単独1係 木曜日

【機密性 2】

ウ 単独 2 係 水曜日

(3) 刑事部

ア 合議 火、木曜日 (ただし、裁判員裁判事件は月、火、水、木、金曜日)

イ 単独 1 係 月、水曜日

ウ 単独 2 係 火、金曜日

4 裁判事務の代理順序

(1) 合議係

ア 裁判長に差し支えがあるときは、その部に属する裁判官が協議して代理を定める (判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定による指名を受けた判事補以外の判事補 (以下「未特例判事補」という。) を除く。)。

イ 陪席裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が代理する。

(2) 単独係

ア 未特例判事補が処理できない事件において、次の表の左欄に掲げる係の裁判官に差し支えがあるときは、同欄に続く右欄に掲げる係の裁判官が代理する。

民 事	単独 1 係	単独 2 係
	単独 2 係	単独 1 係
刑 事	単独 1 係	単独 2 係
	単独 2 係	単独 1 係

イ 未特例判事補が処理可能な事件において、次の表の左欄に掲げる係の裁判官に差し支えがあるときは、同欄に続く右欄に掲げる係の裁判官が順に代理する。

【機密性 2】

		1	2	3
民 事	単独 1 係	単独 2 係	単独 3 係	単独 4 係
	単独 2 係	単独 1 係	単独 3 係	単独 4 係
	単独 3 係	単独 4 係	単独 1 係	単独 2 係
	単独 4 係	単独 3 係	単独 2 係	単独 1 係
刑 事	単独 1 係	単独 3 係	単独 4 係	単独 2 係
	単独 2 係	単独 3 係	単独 4 係	単独 1 係
	単独 3 係	単独 4 係	単独 2 係	単独 1 係
	単独 4 係	単独 3 係	単独 2 係	単独 1 係

(3) 以上のほか、代理を定める必要が生じたときは、所長が代理者を指名する。

5 司法行政事務の代理順序

- (1) 所長に差し支えがあるときは、判事五十嵐浩介、判事延廣丈嗣の順序で代理し、なお差し支えがあるときは、所長が代理者を指名する。
- (2) 部の総括者に差し支えがあるときは、その部に属する裁判官が協議して代理を定める。

6 江差支部の事務処理

- (1) 裁判事務及び司法行政事務の処理

江差支部の裁判事務及び司法行政事務は、判事補榎本太郎が処理する。

- (2) 開廷日割

毎月第4木、金曜日。ただし、事務処理上の支障があるときは、開廷日割を変更し、又は臨時に開廷することができる。

- (3) 裁判事務及び司法行政事務の代理者

判事補榎本太郎に差し支えがあるときは、所長が代理者を指名する。

第2 函館簡易裁判所

1 裁判官の配置

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事 片 倉 肇

【機密性 2】

簡易裁判所判事 菅 原 寛 史

簡易裁判所判事 小 澤 良 平 (職務代行)

簡易裁判所判事 廣 海 賢 治 (職務代行)

2 裁判事務の分配

(1) 民事事件

ア 1係 簡易裁判所判事	片 倉 豪	
和解事件		全 部
再審事件		全 部
公示催告事件		全 部
調停事件		全 部
過料事件		全 部
共助事件		全 部
民事雑事件		全 部
他の簡易裁判所判事の事務に属さない事件		全 部
イ 2係 簡易裁判所判事	菅 原 寛 史	
通常訴訟事件		全 部
手形訴訟事件及び小切手訴訟事件		全 部
少額訴訟事件		全 部
保全命令事件		全 部
ウ 関連事件の取扱い等		

(ア) 保全命令に対する異議及び取消申立事件は、当該保全命令をした裁判官が処理する。

(イ) 通常訴訟事件から調停に付された事件は、本案を担当する裁判官が処理する。

(ウ) 本案に付隨する事件は、本案を担当し、又は担当した裁判官が処理する。

【機密性 2】

エ 次に掲げる事件は、原裁判をした係に分配する。

- (ア) 民事控訴提起事件
- (イ) 民事飛躍上告提起事件
- (ウ) 民事抗告提起事件
- (エ) 少額異議判決に対する特別上告提起事件

(2) 刑事事件

ア 1係 簡易裁判所判事	片 倉 豪	
(ア) 略式事件 (交通切符三者処理を除く。)		3分の2
(イ) 略式事件 (交通切符三者処理)		2分の1
(ウ) 簡易裁判所判事片倉豪が処理した略式命令以外の略式命令に対する正式裁判請求事件		全 部
(エ) 公判請求事件		全 部
(オ) 証人尋問請求事件		全 部
(カ) 証拠保全請求事件		全 部
(キ) 再審請求事件		全 部
(ク) 共助事件		全 部
(ケ) 雜事件		
令状請求事件		2分の1
刑事訴訟規則第187条第2項に基づき函館地方裁判所裁判官から処分の請求を受けた公訴提起後第1回公判期日までの勾留に関する処分		
		2分の1
その余の事件 (ただし、別に定めるものを除く。)		全 部
(コ) 他の簡易裁判所判事の事務に属さない事件		全 部
イ 2係 簡易裁判所判事	菅 原 寛 史	
(ア) 略式事件 (交通切符三者処理を除く。)		3分の1
(イ) 略式事件 (交通切符三者処理)		2分の1

【機密性 2】

(ウ) 簡易裁判所判事片倉毅が処理した略式命令に対する正式裁判請求事件

全 部

(エ) 雜事件

令状請求事件

2 分の 1

刑事訴訟規則第 187 条第 2 項に基づき函館地方裁判所裁判官から処分の請求を受けた公訴提起後第 1 回公判期日までの勾留に関する処分

2 分の 1

ウ 交通切符による即日処理略式事件は、簡易裁判所判事片倉毅及び簡易裁判所判事菅原寛史が、別に定める申合せに従って交替して処理する。

エ 令状請求事件等（勤務時間内に取り扱うもの）及び在庁・待命略式事件は、1 の裁判官の配置に掲げる裁判官が別に定める申合せに従って順次交替して処理する。勤務時間外に取り扱う令状請求事件等は、別に定める申合せにより処理する。

オ 公訴の提起後第 1 回公判期日までの勾留に関する処分は、公判事件が簡易裁判所判事片倉毅に分配された事件につき簡易裁判所判事菅原寛史が、簡易裁判所判事菅原寛史に分配された事件につき簡易裁判所判事片倉毅が処理する。

カ 関連する事件（追起訴事件を含む。）は、先に起訴された関連事件を担当する裁判官が処理する。

キ 刑事補償請求事件、費用補償請求事件及び訴訟費用免除申立事件は、公判事件を審理した裁判官又はその後任者が処理する。

ク 更生保護法第 52 条第 6 項に基づく特別遵守事項の設定及び変更に関する求意見に対する意見は、刑法第 25 条の 2 により保護観察に付する旨の判決を宣告した裁判官又はその後任者が処理する。ただし、当該判決を宣告した裁判所が函館簡易裁判所以外の簡易裁判所である場合は、1 の裁判官の配置に掲げる裁判官が別に定める申合せに従って順次交代して処理す

【機密性 2】

る。

- (3) (2)に掲げる事件のうち、複数の裁判官に分配される事件は、その割合に応じ、受付の順序に従い順次分配する。

3 開廷日割

開廷日割は次のとおりとし、事務処理上の支障があるときは、開廷日割を変更し、又は臨時に開廷することができる。

- (1) 民事事件

2係 火、水、木曜日

- (2) 刑事事件

1係 月、金曜日

4 代理順序

- (1) 裁判事務

次の表の左欄に掲げる係の裁判官に差し支えがあるときは、同欄に続く右欄に掲げる係の裁判官が代理する。

1係	2係
2係	1係

- (2) 司法行政事務

司法行政事務を掌理する簡易裁判所判事片倉毅に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事菅原寛史が代理する。

- (3) (1)及び(2)によることができないときは、所長が代理者を指名する。

5 職務代行

- (1) 所長は、2の(1)のイで分配された簡易裁判所判事菅原寛史の職務のうち、通常訴訟事件、手形訴訟事件、小切手訴訟事件及び少額訴訟事件を簡易裁判所判事小澤良平及び簡易裁判所判事廣海賢治に代行させることができる。

- (2) 所長は、2の(2)のアで分配された簡易裁判所判事片倉毅の職務、及び2の(2)のイで分配された簡易裁判所判事菅原寛史の職務のうち、略式事件（交通

【機密性 2】

切符三者処理を除く。) 及び令状請求事件等につき簡易裁判所判事小澤良平及び簡易裁判所判事廣海賢治に代行させることができる。

第3 その他の簡易裁判所

1 裁判官の配置

江差簡易裁判所 簡易裁判所判事 小澤 良平

松前簡易裁判所 簡易裁判所判事 小澤 良平(兼)

八雲簡易裁判所 簡易裁判所判事 廣海 賢治

寿都簡易裁判所 簡易裁判所判事 設樂 篤

2 裁判事務及び司法行政事務の処理

各簡易裁判所における裁判事務及び司法行政事務は、1の各裁判官において処理する(松前簡易裁判所においては民事訴訟事件を除く。)。

3 代理順序

(1) 裁判事務及び司法行政事務の代理順序

次の表の左欄の簡易裁判所において、公職選挙法違反事件の略式命令請求を処理するとき、同事件を除くその他の事件の略式命令に対する正式裁判請求を処理するとき、その他の事務処理に差し支えが生じたときは、同欄に続く右欄の簡易裁判所の裁判官がその職務を代理する。ただし、令状請求事件等について函館地方裁判所及び函館簡易裁判所の裁判官が当該簡易裁判所に在庁するときは、その裁判官がこれを処理することができる。

差し支え等のある簡易裁判所	職務代理をする簡易裁判所
江 差	函 館
寿 都	八 雲
八 雲	函 館
松 前	函 館

(2) 職務の代理をする簡易裁判所が函館簡易裁判所であるときは、所長が同裁判所の裁判官の中から代理者を指名する。

【機密性2】

(3) 職務の代理をする簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、所長が他の簡易裁判所の裁判官又は函館地方裁判所及び函館簡易裁判所の裁判官の中から代理者を指名する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（函館地方裁判所令和6年規程第1号）

この規程は、令和6年3月25日から施行する。

附 則（函館地方裁判所令和6年規程第1号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（函館地方裁判所令和6年規程第2号）

この規程は、令和6年5月13日から施行する。